

第 7 回 地区 庶務 担当 理事 連絡 協議 会

と き 平成 20 年 11 月 26 日 (水) 午後 2 時 30 分～

と ころ 京都府医師会館 101 会議室

△森会長挨拶

森府医会長は挨拶の中で混迷を極める中央情勢について触れ、麻生内閣が経済対策を最優先させ、今国会で第二次補正予算を提出しない先送りの状況に危惧を示すとともに、先の全国都道府県知事会での麻生首相の発言について「とても容認できない発言である」との見解を示し、早速抗議の文書を送付したことを示した。また、日医においても唐澤日医会長が麻生首相に直接面会し発言の撤回と謝罪を求めたことを報告、一応の撤回と謝罪はなされたものの、後段部分の「医師不足」に関する発言に対し「相当認識が欠落している」との苦言を呈するとともに、面会に立ち会っていた西島参議院議員に撤回の範囲にかかる詳細な報告を求める質問書を送っていることを明らかにした。

さらに、森府医会長は、平成 21 年度介護報酬改定について、現在 3%アップとされてはいるものの、介護職員の労働環境の厳しさを鑑みると 5%程度のアップが必要であることから日医でも現在交渉中であることを示し、国民の追い風を受けながらどの程度まで押し戻せるかが大きな課題であるとの見解を示した。

また、このところなりを潜めていた舛添厚労相が「中医協の在り方を考え直す必要がある」との発言をし、また、大臣直属の「看護の質と向上と確保に関する懇談会」を創設するなど、まるで小泉流を舛添ワールドの中で作り上げ、自分の地位を確固たるものにしようとしていることが、ありありとうかがえるとの見方を示した。加えて先日行われた四師会懇談会において、京都府看護協会から看護学校の授業内容を充実したものにしようとするよう要請されたことから、「京都府看護協会自らが養成事業を行い、内容を手厚いものにすべきではないか」と指摘したことを報告、非常に厳しい状況であることを示すとともにしっかりと対応していきたいとの意気込みを示した。

△報告ならびに協議事項

1. 平成 20 年の医師の届出及び調査について (中野理事)

※資料①

中野府医理事は、平成 20 年度の医師の届け出及び調査について、2 年に 1 度の頻度で行われるとした上で、調査票が所轄の保健所から届けられることを説明、平成 21 年 1 月 15 日までに必ず提出する必要があると注意喚起した。また、例年と異なる点としては「従事する診療科目」について本年 4 月から医療法改正により標榜科目が変更されていることを示し、複数の医師が従事する場合は主たる医療機関で報告する必要があると述べた。

地区から標榜科目について、経過措置で旧標榜科目をそのまま標榜している医療機関はどうすればよいかとの質問があがり、中野府医理事は看板等については旧のままでも良いとされているが、今回の届出は今年度から改正された医療法で定められている新標榜科目を記載すべきとした。

2. 最近の中央情勢について（内田理事）

※資料②

内田府医理事から平成20年10月下旬から11月中旬にかけての社会・医療保険状況を説明した。

3. 指定学校医の更新について（藤田理事）

※資料③

藤田府医理事から、指定学校医の一斉更新について、期間は4月1日から5月31日であることを示すとともに京都市学校医会に所属している学校医は京都市学校医会で取りまとめることができるが、京都市以外の学校医については各々で申請が必要であるとした。その上で、京都市内に関しては「地区医師会、京都市学校医会でとりまとめて提出することが出来る」となっていることから、できれば地区でまとめていただきたいと要請した。その理由として、指定学校医制度は指定学校医でなくとも校医の業務は継続できる上に、自己申告制度であるので直接府医に出しても受け取ることは可能だが、地区でとりまとめていただければ、地区においても学校医の研修に関する動向が把握できることを挙げた。さらに、本制度の根幹は学校医とPTA、職員等が学校内において学校保健委員会を開催することであるとし、学校医を担っている以上は向上心を持って勉強し、交流を図っていただきたいと述べ、地区医師会においても学校保健委員会の開催を積極的に呼びかけていただきたいとするとともに、申請書のとりまとめに関する検討を重ねて要請した。

地区から、特に私立の高校等に関しては地区で把握できていないことが示され、どの医師が携わっているかを府医で把握していれば教えてほしいとの要望があり、藤田府医理事は府医で調べて解れば報告するとする一方で、地区においても把握できる方法を考えていただきたいと要請した。

4. インフルエンザ様疾患罹患時の異常行動の情報収集

に関する研究に対する協力について（藤田理事）

※資料④

藤田府医理事は、インフルエンザ様疾患罹患時の異常行動の情報収集に関する研究班からインフルエンザ様疾患罹患時の異常行動の情報収集に関する研究に対する協力の依頼にかかる調査票が、約8万件の内科・小児科系医療機関に送られてきていることを示した上で、タミフル服用後の異常行動は「薬」か「インフルエンザ」、どちらが原因かで紛糾している経緯を示した。内容についてはインフルエンザ定点以外の医療機関用とインフルエンザ定点医療機関用に分類されており、インフルエンザ定点医療機関では重度の異常行動と軽度の異常行動を挙げ、定点以外は重度のみを調査することになっていると説明、報告対象期間は平成20年11月から平成21年3月まででFAX又はインターネットで報告する必要があるとした。

5. 京都府新型インフルエンザ対策フォーラムについて（藤田理事）

※資料⑤

藤田府医理事から、京都府新型インフルエンザ対策フォーラムが11月27日（木）にシルクホールにおいて開催されることが報告された。内容については、第Ⅰ部で国立感染症研究所の岡田晴恵氏による講演、第Ⅱ部では「事業継続対策について～先進企業の取り組みなど～」をテーマにシンポジウムが行われることを紹介、今後、企業が新型インフルエンザに対してどういう対策を練るかについてのシンポジウムであるとした。

地区から、参加に当たり前もって申し込みが必要かどうかについて質問が挙がり、藤田府医理事は、医師には200名の枠があるので、事前に申し込まなくても問題ないと説明した。

6. 学術講演会の今後の予定について（小野理事）

※資料⑥

小野府医理事から平成20年12月並びに平成21年1月の府医学術講演会の予定が報告された。また、インフルエンザ関連については府医でも平成21年1月31日に日医生涯教育協力講座として新型インフルエンザについての特別講演およびインフルエンザの予防と治療（仮）についてのパネルディスカッションを予定しており、幅広い参加をお願いしたいと呼びかけた。

7. 第47回十四大都市医師会連絡協議会の状況について

第1分科会（内田理事）第2分科会（藤井理事）第3分科会（桑原理事）より報告。詳細は京都医報12月15日号参照。

8. その他

なし。

9. 地区からのご意見・ご要望

地区から、介護保険主治医連絡票を記載すれば、診療情報提供料の算定が出来るかとの質問が挙がった。北川府医理事は、介護保険主治医連絡票だけでは要件を満たしていないと説明、算定する場合には介護保険主治医連絡票の他に診療情報提供書を添付すれば算定できることを示した。

※訂正とお詫び

地区からの質問に対し、北川府医理事から回答した内容で、一部誤りがあったので訂正しお詫び申し上げます。介護支援専門員からの FAX 連絡票に対して、医師が返信した場合に診療情報提供料が算定可能かどうかについて、協議会では要件を満たす診療情報提供書を添付すれば算定可と回答した。これについては正しいが、情報提供のために用いる診療情報提供書の様式について、医療機関向けの様式でも可とした点については、医科点数表の解釈（青本）によると、市町村向けの様式を使用すると記載されており、日医介護保険課に確認したところ、やはり、市町村向け様式の項目が満たされていないことが判明した。なお、市町村向け様式は、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携に使用するには非常に使いにくいものと考えており、府医としては、地域ケア委員会において要件を満たす形で目的に合う様式を検討する予定である。